



2022年5月12日

各位

会社名 ロート製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉本雅史
(コード番号: 4527 東証プライム)
問合せ先 広報・CSV推進部 部長 嶋田一治
(TEL. 06-6758-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の当社第86回定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー総会)の開催が認められました。当社といたしましては、開催の都度、感染症や大規模災害等の社会情勢を踏まえ、従来どおり場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益に照らして適切でないと当社取締役会にて判断した場合には、場所の定めのない株主総会を開催できるように、現行定款第13条の変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報については、電子提供制度をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。 (新設)	(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。 <u>② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
第14条～第15条 (条文省略)	第14条～第15条 (現行どおり)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条～第41条 (条文省略)	第17条～第41条 (現行どおり)
(新設)	附則 ① 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月27日
定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月27日

以上